

平成 24 年 7 月 17 日号

全国社会福祉協議会政策委員会

政策情報 (vol.23)

発行
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
政策企画部
TEL 03-3581-7889
z-seisaku@shakyo.or.jp

目 次

1. 平成 25 年度社会福祉予算等に関する重点要望書を提出
2. 電力確保対策等に関する要望を提出
3. 障害者総合支援法、優先調達推進法が成立
4. 子ども・子育て関連 3 法案が衆議院本会議で可決
5. 財務省、平成 24 年度予算執行調査結果を公表
6. 婦人保護事業等の課題に関する検討会（第 1 回）を開催

1. 平成 25 年度社会福祉予算等に関する重点要望書を提出

政策委員会は、7 月 13 日に「平成 25 年度社会福祉予算等に関する重点要望書」厚生労働大臣あて提出した。

本要望書は、6 月 15 日に開催した第 2 回政策委員会幹事会での検討を踏まえ、取りまとめを行ったもので、東日本大震災の被災地復興支援の継続的対応のための安定した財源確保、地域における孤立防止・生活困窮者支援体制強化のための長期的展望にたった地域生活支援・相談体制の整備、サービスの質の向上を図るための職員の給与改善・労働条件の改善等を求めている（詳細は、別添 1 要望書を参照）。

2. 電力確保対策等に関する要望を提出

政策委員会は、7 月 3 日に「計画停電等に伴う電力確保対策に関する要望」を厚生労働大臣ならびに経済産業大臣あて提出した（要望書は別添 2 参照）。

福祉施設では、気温変化に弱く、慎重な管理を必要とする方、医療的ケアを必要とする方が多く利用し、電力の供給停止は人命に関わる危険な事態を引き起こす恐れがあることから、福祉施設に対する自家発電機の導入等設備導入にかかる支援等を含めた電力の確保対策、計画停電の対象外の配慮等を改めて求めた。

3. 障害者総合支援法、優先調達推進法が成立

障害者総合支援法案を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」（以下、「総合支援法案」）、および「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」（以下、「優先調達推進法案」）が、平成 24 年 6 月 19 日の参議院厚生労働委員会で可決、その後 20 日の参議院本会議で可決され成立した。

「総合支援法案」については、参議院厚生労働委員会において、衆議院での附帯決議に、「障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること」を追加するなど一部変更が行われた提案がなされたうえで、法案、附帯決議とも賛成多数で可決された。その後、参議院本会議に送られた法案と附帯決議案は、賛成 210 反対 24 の賛成多数で可決・成立した。

また、国、地方公共団体等が優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するよう努める責務について定めることで障害者の自立の促進に資することを目的とする「優先調達推進法案」は、全会一致で可決された。

4. 子ども・子育て関連 3 法案が衆議院本会議で可決

子ども・子育て関連の 3 法案は、4 月 26 日に設置された衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（委員長：中野寛成衆議院議員／民主党）において、100 時間を超える審議がすすめられた。一方で、民主党、自民民主党、公明党は、社会保障・税一体改革に関する三党の実務者間会合による修正協議をおこない、6 月 15 日に「社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（以下「合意文書」）をとりまとめた。

この「合意文書」に基づき、6 月 20 日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（認定こども園法の一部改正法案）」が議員立法で提出され、また、6 月 22 日には「子ども・子育て支援法案」および「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の議員修正も国会に提出され、6 月 29 日に衆院本会議において、消費税増税法案とともにこれら 3 法案等が可決され、参議院に送付された。

社会保障・税一体改革に関する確認書について

全社協・児童福祉部作成

1. 子育て関連の 3 法案の修正

(1) 総合こども園法案は廃案

現行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」を一部改正し、議員立法として提出

- (2) 子ども・子育て支援法案は一部修正のうえ議員立法として提出
- (3) 関係整備法案は一部修正のうえ議員立法として提出

2. 「総合こども園法案」(廃案)からの主な修正点等

- (1) 総合こども園は創設せず、既存の認定こども園(幼保連携型)の拡充を行う。
- (2) 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
- (3) 既存の保育所及び幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行は義務づけがない。
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。
- (5) 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討。(附則)

3. 「子ども・子育て支援法案」の主な修正点等

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)を創設。
- (2) 児童福祉法第24条に則って、市町村が保育の実施義務を担う。
- (3) 民間保育所利用者への給付は、市町村が民間保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も行う。
- (4) 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入。
- (5) 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提とする。ただし、待機児対策として社会福祉法人及び学校法人以外の者に対し客観的認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めたうえで、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き認可。

4. 「関係整備法案」の主な修正点等

- (1) 児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担う。

5. 法案の附則に盛り込まれる検討事項等

- (1) 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方。(再掲)
- (2) 幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策並びに潜在保育士の復職支援など人材確保の方策。
- (3) 法律の施行後2年を目途に、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方。
- (4) 次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長。

5. 財務省、平成 24 年度予算執行調査結果を公表

特別養護老人ホーム 1 施設あたり約 3 億円の内部留保を分析 障害者福祉サービス事業者 1 法人あたりの内部留保、約 5.8 億円

財務省は 7 月 3 日に、平成 24 年度予算執行調査の調査結果を公表し、「特別養護老人ホームの財務状況等」、「障害福祉サービス事業者の財政状況等」の調査結果と今後の改善点・検討の方向性を示した。

(1) 特別養護老人ホームの財務状況等

1 施設あたり平均約 3 億円の内部留保が明らかにされている特別養護老人ホームについては、平成 23 年介護事業経営実態調査（厚生労働省）を活用し調査分析を行った。

内部留保の保有状況に大きなばらつきが存在する、大規模施設の方が入居者一人当たりで比較しても多額の内部留保を保有している傾向がある、内部留保が多額の施設ほど利用者負担軽減事業の実施率が低い等との分析を行い、「施設の規模や施設入居者の要介護度差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき」「社会福祉法人の財務諸表等については、HP での公表を義務付けるなど、透明性・公正性を高めるべき」との今後の改善点・検討の方向性を示した。

【特別養護老人ホームの財務状況等 調査結果】

(H23.12 厚生労働省調査の結果)

特別養護老人ホーム 1,087 施設の内部留保総額 3,346 億円

⇒ 1 施設当たり平均 約 3 億円

1. 分布状況

	総額 3,346 億円に 占める割合 (金額)	1 施設当たり 平均
上位 5% (54 施設)	22% (727 億円)	13.5 億円
上位 10% (109 施設)	34% (1,149 億円)	10.5 億円
下位 30% (326 施設)	2% (81 億円)	0.25 億円

内部留保がない（ゼロもしくはマイナス）施設も全体の 8.5% (92 施設) 存在。

2. 規模別（入居者定員数別）の状況

	1 施設当たり 平均	入居者 1 人 当たり平均
100 人以上	5.6 億円	0.048 億円
30 人～99 人	2.6 億円	0.043 億円
29 人以下	1.0 億円	0.037 億円

1.3 倍

3. 内部留保額と「生活困窮者等に対する利用者負担額軽減事業」の実施状況との関連性

内部留保額	実施率
上位 30 施設	62.1%
下位 30 施設	73.1%

{
 全国実施率
 (70.8%)

(2) 障害者福祉サービス事業者の財務状況等

障害福祉サービス事業者については、社会福祉法人から都道府県等や地方厚生局に提出されている財務諸表に基づき、障害福祉サービス部門の内部留保について検証が行われた。その結果、1 法人あたり内部留保は約 5.8 億円であり、内部留保の保有状況にはかなりのばらつきがあること、施設規模に応じた傾向が明らかであるとは言えず、引き続き検証が必要との調査結果を示した。

今後の改善点・検討の方向性として、「多額の公費が投入されているのに、当該事業単独での財務状況（ストック面）を的確に把握する仕組みが存在しない」「障害福祉サービス事業者の財務状況は必ずしも介護事業者よりも悪いわけではない可能性がある」「次回以降の報酬改定プロセスでは、財務状況の幅広い分析を踏まえた議論が可能となるよう仕組みを整備すべき」ことを示した。

【調査結果】

※施設入所支援サービスを営む全 786 法人のうち 579 法人を対象に、障害福祉サービス部門の内部留保額を集計。

※障害福祉サービス部門単独の財務諸表が作成されていない場合が多いことなどから、集計作業には一定の限界

○障害福祉サービス部門の内部留保額

579 法人計：3,385 億円 ⇒ 1 法人当たり約 5.8 億円

○内部留保の偏在状況

1. 分布状況

	総額に 占める割合	1 法人 当たり
上位 10%	35.8%	20.9 億円
下位 10%	0.6%	0.4 億円

2. 規模別 （※）施設入所支援（障害者支援施設）の平均値を使用

施設定員（※）	1 法人 当たり	定員 1 人 当たり
～39 人（86 法人）	3.6 億円	0.1 億円
100 人～（34 法人）	8.2 億円	0.06 億円

全国社会福祉施設経営者協議会（全国経営協）は、今年度これまで十分に分析や解釈がなされてきたとは言い難い社会福祉法人の経営および財務基盤について、意識調査を含めた調査・分析を行うこととしている。

◇平成 24 年度予算施行調査の結果概要（財務省）

http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2012/sy2407/2407c.pdf

◇総括調査票：特別養護老人ホームの財務状況等

障害福祉サービス事業者の財務状況等

http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2012/sy2407/2407d.htm

6. 婦人保護事業等の課題に関する検討会（第 1 回）を開催

厚生労働省（家庭福祉課・母子家庭等自立支援室）は、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」（座長：戒能民江お茶の水女子大学名誉教授）を設置し、6 月 26 日に第 1 回検討会を開催した。

本検討会においては、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設による婦人保護事業が、昭和 31 年制定の売春防止法に基づく事業であり、その後時代の変化に合わせ、通達により、家庭関係の破綻、生活困難、性被害等社会生活を営む上で困難を有する女性などに事業対象を拡大してきたが、法律との実態の差異が大きいことから、制度見直しに向けての検討が行われる。

第 1 回検討会では、戒能座長等から先行研究として女性シェルター利用者の調査研究結果の報告、横田千代子全国婦人保護施設等連絡協議会会長（いずみ寮施設長）から東京都婦人保護施設の利用者の実態などについて報告が行われた。

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。